

「(仮称)利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)
に係るパブリックコメント実施要領

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)」により、児童福祉法の一部が改正され、「乳児等通園支援事業(通称(こども誰でも通園制度))」が新設されたことに伴い、国が定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、当町においても新たに「(仮称)利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定をすることとしました。

このことについて、町民の皆様のご意見をお伺いするパブリックコメントを実施いたします。

- 1 意見募集期間及び閲覧期間
令和7年6月6日(金)から令和7年7月4日(金)まで
- 2 意見書の提出期限
令和7年7月4日(金)午後5時15分必着
- 3 提出先
利根町役場 子育て支援課 子育て支援係
- 4 「(仮称)利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)の閲覧場所
利根町公式ホームページ、利根町役場(1階情報公開コーナー)
利根町生涯学習センター、利根町図書館
- 5 意見書を提出できる者
①町内に住所を有する方
②町内に勤務又は在学する方
③町内に事業所等を有する方
- 6 意見書の提出方法
意見書の提出にあたっては、利根町公式ホームページ又は閲覧場所に備え付けの「(仮称)利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)に対する意見書又は任意様式(住所・氏名・電話番号を必ず記名)を次のいずれかの方法により提出

窓口への持参	利根町役場1階 子育て支援課 子育て支援係
郵 送	〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1 利根町役場 子育て支援課 子育て支援係
ファクシミリ	0297-68-6910
電子メール	kosodate@town.tone.lg.jp

- 7 意見等の公表等
 - (1) 氏名等の個人情報を除き、意見書の内容と、その意見に対する町の考えを、後日、町公式ホームページで公表します。
 - (2) 同様の意見は、整理したうえで一つの意見とします。
 - (3) 意見書に対して、個別回答はしません。
 - (4) 意見書の提出がない場合は公表しません。
 - (5) 電話や窓口における口頭での意見は受け付けられません。また、期限を過ぎた意見書の受け付けはできません。